

## 青森県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、青森県の肝炎対策を推進するため、県民を対象とする肝炎医療の普及啓発、患者及びその家族への情報提供等の支援により、肝炎ウイルス検査陽性者等の肝硬変及び肝がんへの移行を予防すること等を目的として設置する青森県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について必要な事項を定める。

### (基本的な役割)

第2条 青森県肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者及び肝炎ウイルス検査陽性者等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療及び支援を受けられるように、医療機関、行政機関、その他の地域及び職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診及び肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

2 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

### (配置)

第3条 コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患に関する専門医療機関をはじめとする県内の医療機関（歯科診療所を含む。）、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉・介護事業所に配置するものとする。

2 県は、県内のすべての肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患に関する専門医療機関にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定によるコーディネーターの養成及び認定を行うものとする。

3 県は、コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。

### (活動内容)

第4条 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患に関する専門医療機関をはじめとする県内の医療機関（歯科診療所を除く）

ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

ウ 県又は市町村が実施する陽性者フォローアップ事業に関する連携

エ 肝臓病教室等への参加

オ アからエまでのほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(2) 県内の歯科診療所

ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

ウ ア及びイのほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 保健所及び市町村の肝炎対策担当部署

ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨

エ アからウまでのほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) 薬局

ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等に対する普及啓発

イ 肝炎ウイルス検査の受検案内や相談受付先の案内等

ウ ア及びイのほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(5) 障害福祉・介護事業所

ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等に対する普及啓発

イ 肝炎ウイルス検査の受検案内や相談受付先の案内等

ウ 陽性の入所者等への受診勧奨

エ アからウまでのほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(養成及び認定)

第5条 知事は、次に掲げる要件をすべて満たす者をコーディネーターとして認定し、「認定証」(第1号様式)を交付するものとする。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療事務等の保健医療関係者及び医療ソーシャルワーカー等の医療機関において社会福祉の立場において働く者、保健師等の保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者、薬剤師等の薬局で働く者、障害福祉・介護事業所で働く者のいずれかであって、肝炎の予防及び肝炎患者等の支援の推進に意欲を有する者

(2) 県が実施する養成研修を受講した者

2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) コーディネーターに期待される役割及び心構え

(2) 肝疾患の基本的な知識

(3) 青森県の肝炎対策

(4) 地域の肝疾患診療連携体制

(5) 青森県肝炎対策に関する活動事例

3 第1項の規定による認定の期間は、3年間とする。

4 知事は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証とともにバッジを交付し、「令和〇〇年度青森県肝炎医療コーディネーター名簿」(第2号様式)に登録を行うものとする。

- 5 知事は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証及び認定バッジを返納しなければならない。
- (1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
  - (2) 疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき
  - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき

(技能向上及び活動支援)

- 第6条 県は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。また、コーディネーターは、当該研修会又は情報交換会が開催される場合、その参加に努めること。
- 2 県は、コーディネーターの配置されている医療機関及び行政機関等のリストを県、拠点病院のホームページ及び広報誌等の様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

(認定の更新)

- 第7条 第5条第1項の規定による認定は、更新することができる。
- 2 更新に当たっては、第5条第1項第2号に規定する養成研修を、認定期間内に少なくとも1回受講することを要件とする。
  - 3 前項の要件を満たした場合には、第5条第3項に規定する認定の期間を、更に3年間延長するものとする。

(活動状況の把握)

- 第8条 県は、第5条第1項第2号に規定する養成研修で事例発表又は情報交換会等を行い、コーディネーターの活動内容を把握するものとする。
- 2 県は、前項のほか、コーディネーターに対し、必要に応じてその活動状況の報告を求めることができる。

(守秘義務)

- 第9条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第5項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成30年10月30日から施行する。  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。